

平成30年度に農業委員会で審議された案件です

(上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件)

案 件 名	4～9月	10月	11月	12月	30年度計
農振法による農用地区域除外申請	0	0	0	0	0
農地法第3条許可申請	2	0	0	2	4
農地法第4条許可申請	0	0	0	0	0
農地法第5条許可申請	2	0	0	0	2
農用地利用集積計画の決定について	3	2	2	1	8
農用地利用配分計画案に係る意見について	11	1	0	3	15
農用地利用配分計画案に係る意見について	3	0	0	0	3
現況証明願	0	0	0	0	0
農地法第3条の3届出書	5	1	2	0	8
農地法第18条第6項合意解約通知書	2	1	0	0	3
農業者年金に関する申請について	3	0	0	1	4
農業者年金に関する申請について	14	2	1	2	19
○その他 11月 ・ 荒廃農地の非農地判断について ・ 農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)について					

各種アンケートの実施について

○農地流動化アンケート

農業委員会では、農地の利用調整活動の参考とするため、「農地流動化のためのリスト」を作成しています。皆様の意向を確認してリストを作成しますので、折り込みの「農地流動化のための調査回答票及びリスト掲載についての同意書」に回答のうえ、一緒に配布する封筒へ同封して提出をお願いします。

○有害鳥獣による農作物被害調査

農政課では、「有害鳥獣による農作物被害調査」を行います。これは、野生鳥獣による農作物の被害が深刻化しているため、被害の実態を把握し、鳥獣被害防止計画等の基礎資料とします。

○農産物の直売に関する情報収集調査

農政課では、身近な砂川産農産物を知ってもらい購入してもらうため、ホームページなどで直売所等の情報発信を考えています。情報収集のため、調査に協力をお願いします。

農政課よりお知らせ ～冬期間のビニールハウスの維持・管理について～

昨冬は、大雪によるビニールハウスの変形・破損が多く見受けられました。冬期間のビニールハウスの維持・管理について、次のことに気を付けてください。

万が一、ビニールハウスが大雪により変形・破損等した場合は、必ず被害の状況を写真で撮影するなど記録し、農政課までご連絡ください。

- ビニールやハウスバンド各部の損傷など点検し、必要に応じて速やかに補修しましょう。
- 吹き溜まりやハウス片側に落積した雪は、速やかに除雪しましょう。
- 湿った雪は、速やかに雪降ろしを行いましょ。
- 無被覆のパイプハウスであっても、変形・破損等を防ぐため、早めに除排雪作業を行いましょ。

